

カスタムポリシーアップデート

(税関の重要政策と最新動向)

2018 年 5 月

日用消費財の輸入関税引き下げに関する公告（税委会公告〔2018〕4 号）

国务院関税税則委員会は、2018 年 5 月 31 日付けで「日用消費財の輸入関税引き下げに関する公告（税委会公告〔2018〕4 号）」を公布した。同年 7 月 1 日から 1149 品目の日用品の最恵国税率が引き下げられ、同時に、その中の 210 品目の輸入商品の従来の暫定最恵国税率が取り消された。具体的には、

- アパレル、靴・帽子、キッチン用品、スポーツ・フィットネスの輸入関税率を 15.9%から 7.1%に引き下げられる。
- 洗濯機、冷蔵庫など家電製品の輸入関税率を 20.5%から 8%に引き下げられる。
- 養殖・水産物・ミネラルウォーターなど加工食品の輸入関税率を 15.2%から 6.9%に引き下げられる。
- 洗剤、スキンケア用品、ヘアケア用品などの化粧品及び一部医薬健康製品の輸入関税率を 8.4%から 2.9%に引き下げられる。

また、缶詰、飲料、衛生用品、アクセサリ、バッグ・カバン、テレビ、時計、楽器、文房具、メガネ、メガネフレーム・メガネレンズ、カメラ、自転車などの商品も税率引き下げとなる。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

自動車完成車及び部品の輸入関税引き下げに関する公告（税委会公告〔2018〕3 号）

国务院関税税則委員会は、2018 年 5 月 22 日付けで「自動車完成車及び部品の輸入関税引き下げに関する公告（税委会公告〔2018〕3 号）」を公布した。同公告により、2018 年 7 月 1 日から自動車完成車の現行税率が 25%の 135 品目及び 20%の 4 品目について、15%までに引き下げられる。また、自動車部品の現行税率が 8%、10%、15%、20%の計 79 品目が一律 6%までに引き下げられる。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

上述の自動車完成車及び部品の輸入関税率引き下げに関する公告の分析は、KPMG 中国が 2018 年 5 月 24 日に発行したチャイナタックスアサート「中国、自動車完成車及び部品の輸入関税率を大幅引き下げ」に記載されています。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

中国・東南アジア諸国連合自由貿易協定における商品税率問題に関する通達（税委弁〔2018〕11 号）

国务院関税税則委員会弁公室は、2018 年 5 月 15 日付けで「中国・東南アジア諸国連合自由貿易協定における商品税率問題に関する通達（税委弁〔2018〕11 号）」を公布した。同通達によって、2018 年に菜種油の 2 品目（15149110、15149900）の税率は 9%に戻し、通達公布後 3 営業日以内に実施する。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

レンタル航空機の輸入増値税に関する国家税務総局・税関総署の共同公告（共同公告〔2018〕24 号）

国家税務総局・税関総署は共同して「〔2018〕24 号」を公布し、輸入申告規制の 1500（リース期間 1 年未満）、1523（リース貿易）、9800（リース徴税）に属するレンタル航空機（税コード：8802）に課すべき輸入増値税の徴収管理について、2018 年 6 月 1 日より税関の徴収代行を取りやめ、税務機関が代わって現行増値税制度に基づき徴収する方法に切り替えることを公告した。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

海運・空運輸出入マニフェスト電子版様式 V1.2 バージョンの公布に関する公告（税関総署公告 2018 年第 40 号）

税関総署は「2017 年第 56 号」を公布し、海運・空運輸出入マニフェスト電子版 V1.2 バージョンを制定して海運・空運輸出入「原始マニフェスト」及び「事前照合マニフェスト」の様式を変更し、2018 年 6 月 1 日から実施する。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

輸出入及び中国国内で税関監督管理貨物の請負に関する海運・空運輸送車両の電子申告書 V1.2 バージョンの公布に関する公告（税関総署公告 2018 年第 41 号）

税関総署は「2017 年第 56 号」を公布し、輸出入及び中国国内で税関監督管理貨物の請負に関わる海運・空運輸送車両の電子版申告書 V1.2 バージョンを制定して海運・空運の届出、状況管理、関連証憑・申告書類の一部データを調整し、2018 年 6 月 1 日から実施する。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

TIR 条約の試行関連事項に関する公告（税関総署公告 2018 年第 42 号）

税関総署は「国際道路輸送条約（TIR 条約）」の実施を加速・推進するため、TIR の輸送の範囲を拡大する。これにより、既存のパイロット港であるコルガス港、イルケシュタム港、エレンホト港、満洲里道路港に大連港が追加された。また、中国と二国間自動車輸送協定を締結した国に対し、請負業者と車両が同協定に合致している場合、TIR 条約に従い TIR 輸送に従事できる。同公告は 2018 年 5 月 18 日から実施する。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

台湾居住者の輸出入検疫処理員従業資格試験の関連事項の明確化に関する公告（税関総署公告 2018 年第 45 号）

国务院台弁及び国家発展改革委が共同公布した「兩岸（中国大陆と台湾）の経済文化の連携促進に関する若干措置」によって、今後、「台湾居住者内地通行証」を有する台湾居住者は、輸出入検疫処理員従業資格試験を受験できる。同公告は 2018 年 5 月 18 日から実施する。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

税関業界標準の公布に関する公告（税関総署公告 2018 年第 46 号）

「中華人民共和国税関業界標準管理弁法（試行）（税関総署令第 140 号公布後第 235 号に改訂）」により、税関総署が税関業界分類標準の「税関情報用語」を改訂し、2018 年 9 月 1 日から実施する。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

「原料として利用可能な固体廃棄物の輸入に関する積送前の検査監督管理実施細則」の公布に関する公告（税関総署公告 2018 年第 48 号）

税関総署は、「原料として利用可能な固体廃棄物の輸入に関する検査検疫監督管理弁法」の公告に次いで「原料として利用可能な固体廃棄物の輸入に関する積送前の検査監督管理実施細則」を公布した。同公告は 2018 年 6 月 1 日から実施する。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

野生動植物種輸出入証明書通関業務のオンライン・ペーパーレス化に関する公告（公告 2018 年第 49 号）

税関総署及び国家絶滅危惧種輸出入管理弁公室は共同して、野生動植物種輸出入証明書通関業務のオンライン・ペーパーレス化の全国展開に取り組む。これにより、2018 年 6 月 1 日から通関業務で現行の「2 類 3 種」野生動植物輸出入証明書（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」の輸出入許可証明書、中華人民共和国野生動植物種輸出入証明書、「輸出入野生動植物種商品目録」以外の種の証明書）がオンラインペーパーレスとなる。野生動植物種輸出入証明書管理対象の野生動植物種及び関連製品を輸出入する場合、ペーパーレスで税関に申告し、税関はオンラインで野生動植物種輸出入証明書を申告された電子データと照合する。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

輸出入貨物通関申告書の全面的廃止に関する事項の公告（税関総署公告 2018 年第 50 号）

税関総署は「輸出入貨物通関申告書」を完全廃止する。企業が法定検査・検疫対象の輸入商品を通関申告する場合、申告書の附属書類に元通関申告書コード及び番号記入が不要となり、今後は、通関申告と検疫申告を統括した「単一窓口」で一括申告できる。同公告は 2018 年 6 月 1 日から実施する。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

一部製品に対する入国動植物検疫審査の廃止に関する公告（税関総署公告 2018 年第 51 号）

税関総署は、「入国動植物検疫審査管理弁法（質検総局令第 25 号、質検総局令第 170 号、税関総署令第 238 号）」に基づき、リスク評価を行い、2018 年 6 月 1 日から一部製品の入国動植物検疫審査を廃止する。企業は入国動植物検疫許可証の申請が不要になる。ただし、貨物を入国する際には規定通り、税関申告と検査・検疫を受けなければいけない。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

年次報告書提出の『複数の報告書を 1 つに合併』改革の実施に関する公告（2018 年第 9 号）

国家市場監督管理総局、税関総署は共同して、2017 年から複数の年次報告書を 1 つに合併する改革の実施を公告した。既に税関登録済みの企業および届出手続き済みの通関申告企業（輸出入貨物の荷受人・荷送人、通関申告企業）または加工・製造業者

(個人事業主、農民専門合作社)の年次報告書は、一律国家企業信用情報公示システム (www.gsxt.gov.cn、以下「[公示システム](#)」)を使用して提出できる。減免税対象の輸入貨物監督管理期間内にある企業は、2017 年度も中国電子港 QP 事前入力システムの免税申告システムを使用して税関に「減免税貨物の使用状況報告書」を提出する。今後、年次報告書は 2018 年度から一律公示システムを使用して提出する。また、税関管理企業の年次報告書の提出期限は、2018 年初年度 1 月 1 日から 6 月 30 日である。税関は、年次報告書を関連規定に従って提出しない企業を信用情報異常企業リストに記入して公示する。詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

規制の一部改訂に関する税関総署の決定 (税関総署第 240 号令)

規制の一部廃止に関する税関総署の決定 (税関総署第 241 号令)

税関総署は国务院の「行政の簡素化と権限の下部委譲、委譲と管理の併用、サービスの最適化」改革の実施を一層深化して税関手続きを簡素化させるため、2018 年 7 月 1 日から、「外国登山団体及び個人向けの出入国時所持物品に関する中華人民共和国税関の管理規定」など 82 規制を改めた。同時に、1991 年 3 月 6 日に公布された「税関による輸出税還付通関報告書管理弁法 (税関総署令第 16 号)」及び 2000 年 5 月 31 日に公布された「輸出入検査・検疫標識管理弁法 (国家輸出入検査・検疫局令第 23 号)」は 2018 年 5 月 29 日付けで廃止する。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。



地方税関政策の最新動向

上海税関、「ダイヤモンド製品に関わる輸入増値税の即時徴収・即時還付の操作プロセスの調整に関する公告」 (2018 年上海公告第 4 号)

上海税関は、2018 年 5 月 16 日付けで調整後の「上海税関によるダイヤモンド製品に関わる輸入増値税の即時徴収・即時還付の操作プロセス」を公布し、ダイヤモンド製品に関わる輸入増値税の即時徴収・即時還付の操作プロセス、手続き要件を明確にした。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

Contact us お問い合わせ先

Northern China 華北地域

Eric Zhou 周重山 (関税ナショナルリーダー)

Partner パートナー

Email: ec.zhou@kpmg.com

Tel: [+86 \(10\) 8508 7610](tel:+861085087610)

Lisa Li 李輝 (日本語可)

Director ディレクター

Email: lisa.h.li@kpmg.com

Tel: [+86 \(10\) 8508 7638](tel:+861085087638)

Central and Eastern China 華中・華東地域

Naoko Hirasawa 平澤尚子

Partner パートナー

Email: naoko.hirasawa@kpmg.com

Tel: [+86 \(21\) 2212 3098](tel:+862122123098)

Jie Xu 徐潔 (日本語可)

Partner パートナー

Email: jie.xu@kpmg.com

Tel: [+86 \(21\) 2212 3678](tel:+862122123678)

Southern China 華南地域

Vivian Chen 陳蔚 (日本語可)

Partner パートナー

Email: vivian.w.chen@kpmg.com

Tel: [+86 \(755\) 2547 1198](tel:+8675525471198)